

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第5回）

議 事 次 第

令和6年10月3日（木）
書 面 開 催

（議事次第）

1. 開催要綱の改正について
2. eLTAX を活用した収納の対象となる公金の範囲について

（配付資料）

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料1 | 開催要綱 |
| 資料2 | 地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について |
| 資料3 | 整理案に対する意見及びその回答について |

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会 開催要綱

1. 趣旨・目的

「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）を踏まえ、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和５年３月３０日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）では、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）が収入する公金（地方税以外の公金をいう。以下同じ。）については、地方公共団体の判断により、eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用する方法で地方税共同機構にその収納の事務を行わせることができるものとし、住民・民間事業者等のニーズを踏まえた様々な公金納付の場面においてこの方法を活用することができる環境整備を図るものとされている。また、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みにより eLTAX を活用できるようにすることについて検討を行うこととされている。

その上で、地方公共団体等の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進めるものとし、令和５年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき所要の立法措置を講じることを目指すこと、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期にも留意して、遅くとも令和８年９月には eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指すこととされている。

こうした状況を踏まえ、関係者において、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向け、eLTAX を活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等について検討を行うため、地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

2. 検討事項

検討会においては、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向け、eLTAX を活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等について検討する。

3. 検討会構成員

【メンバー】

所 属	内 訳
地方公共団体関係	富山県、福岡県、さいたま市、弘前市、多可町
金融機関関係	全国銀行協会、ゆうちょ銀行
事業者関係	日本マルチペイメントネットワーク運営機構
国等	総務省自治行政局行政課・市町村課行政経営支援室・住民制度課デジタル基盤推進室・自治税務局企画課電子化推進室、地方税共同機構

【オブザーバー】

所属	内訳
地方公共団体関係	全国知事会、全国市長会、全国町村会
ベンダー	日本電気、日立システムズ、日立製作所、富士通 Japan、オーイーシー、KCC、NTT データ、TKC
国等	デジタル庁

4. 運営

本検討会の事務局は、総務省自治行政局市町村課行政経営支援室が担う。

5. その他

本検討会は非公開とする。

資料及び議事要旨は原則公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、検討会において必要と認める場合については非公開とする。

以 上

地方公共団体の公金収納に係る eLTAXの活用について

総務省自治行政局行政経営支援室

eLTAXを活用した収納の対象となる公金の範囲について

- eL-QRを活用した公金収納の対象となる公金の範囲の詳細について、地方公共団体からの意見等を踏まえ、以下のとおり整理することとする。

現在の整理（令和5年10月に関係府省庁連絡会議で決定した実施方針）

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの
 - ・ 普通会計に属する全ての公金
 - ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

地方公共団体からの意見

- ◆ 仮納付や他団体の歳入を受入れるもの等、歳入歳出外現金に属する収納が一定数あり、これらを普通会計に属する公金と同様に財務会計システムで対応しているため、一律に対象としてほしい。
- ◆ 放置違反金は、収納の約7割が歳入歳出外現金となっている。歳入歳出外現金をeLTAX対象とする方向で検討をお願いしたい。（警察庁からも同様の意見）

検討

- ◆ eLTAXのシステム上の負荷や金融機関のシステム開発コストと自治体のニーズのバランスを考慮し、1団体が設定できる入金口座数が制限されることを踏まえ、対象公金の範囲が現時点のように整理されたものであり、普通会計と同一の口座において受け入れられる歳入歳出外現金を排除する趣旨ではない。
- ◆ また、令和5年度に実施したサンプル調査において、歳入歳出外現金の納付書の取り扱い件数は、eLTAXのシステム上許容される範囲内であった。
- ◆ このため、普通会計と同一の口座において収納される公金について、eL-QRを活用して収納できる公金の対象とすることについては、現在整理の考え方やeLTAXの機能的制限に照らしても問題はないものと考えられる。

整理案

歳入歳出外現金のうち普通会計と同一の口座において受け入れられる公金についても、eLTAXを活用した公金収納の対象として差し支えないこととする。

整理後

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの
 - ・ 普通会計に属する全ての公金（歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。）
 - ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

※上記整理とは別途、資金決済法上、前払式支払手段を使用できない公金の有無について金融庁と協議中。また、使用できない公金がある場合の取扱いは今現在検討中。

○ 資料 2 の整理案について、本実務検討会の構成員からの意見及びその回答は以下のとおり。

意見	回答
歳入管理の調定・納付書発行業務と、歳計外現金の調定・納付書発行業務は、全く別の機能・業務で構成されている。科目の階層・番号の構成や納付書管理番号などの管理項目も歳入管理とは異なる。 上記によりパッケージエンハンス範囲や自治体様への適用作業等が増大する。 ① 地方公共団体は2025年度当初予算に向けて見積を提出済みであるため、上記の前提によるスコープ変更で見積の再提出が必要。そのため、歳計外現金への対応は令和8年度9月以降に対応することもよしとしていただきたい。 ② 基金についても、対応方針や方針決定予定時期を明確に記載していただきたい。なお今後、基金が収納対象に含まれる場合には、令和8年9月以降に対応することもよしとしていただきたい。	全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付が可能となることを目指すとされた公金以外の公金については、必ずしも令和8年9月までの対応をお願いするものではありません。 なお、基金については、それぞれの基金の設置の態様により扱いが異なるため、一概に対応方針をお示しすることは困難ですが、地方公共団体からのご意見も聞きながら対応を検討してまいります。
金融機関では地方税統一QRコードを読み取ることで効率的に公金を収納できることから、eLTAXを活用した収納の対象となる公金の範囲を拡大することについて、全面的に賛成。 その上で、以下の3点について、要望させていただきたい。 ① 地方団体が取り扱う公金において、eLTAXを活用した収納の対象となる公金かどうか、また運用上、納付書に地方税統一QRコードを印字可能な公金どうか等を確認できる一覧表を作成いただきたい。（可能であれば、地方団体が取り扱う公金全体に占める、eLTAXを活用した収納の対象となる公金、運用上、地方税統一QRコードを印字可能な公金の割合などもご提示いただきたい） ② 地方団体が取り扱う公金において、eLTAXを活用した収納の対象外となる公金があれば、早い段階でお知らせいただきたい。 ③ 地方団体がeLTAXを活用した収納の対象外となる公金の納付書に地方税統一QRコードを誤って印字し、納付者に交付したものを金融機関が収納した場合であっても、当該収納金については、eLTAXを活用した収納の対象となる公金と同様に、地方税共同機構から地方団体に直接交付することを許可いただきたい。	いただいたご意見につきましては、地方公共団体をはじめとする関係機関の意見も聞きながら、その可否含め検討してまいります。
eLTAXを活用した収納の対象となる公金の範囲を拡大する今回の整理案は非常にありがたいと考える。今回のように地方公共団体からQR納付を可能とする対象を拡大するような要望を引き続きあげていただきたい。	引き続き、地方公共団体をはじめとする関係機関の意見を聞きながら検討してまいります。